

福祉新聞 2009 年 6 月 15 日

< 障害者雇用 授産施設にも労働法適用を 働く場の利用者負担を懸念 >

ILO が提訴受け回答 福祉保育労「一石投じる内容」

「日本の障害者雇用政策は ILO 第 159 号条約に違反している」と全国福祉保育労働組合が 2007 年 8 月に ILO へ申し立てた問題で、委員会を設けて審査していた ILO の報告書がこのほどまとまった。報告を受けた福祉保育労が 8 日までに明らかにした。ILO は「条約違反」という直接的な言葉を使わなかったが、授産施設で働く障害者にも労働法規を適用することの必要性を示唆し、障害者自立支援法下で働く場に利用者負担が導入されたことへの懸念なども示した。

申し立ての基になっている ILO の「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」(第 159 号条約)は、すべての障害者が職業リハを利用できるようにすることと、開かれた労働市場で雇用機会を拡大することを目的としているもので、日本政府は 1992 年に批准した。

しかし福祉保育労は、一般就労できない障害者たちが労働法規を適用されないまま訓練と称して「福祉的就労」している実態や、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 1・8%が 30 年以上達成されずにいる現実を挙げ、政府は条約に違反していると指摘。ワーカビリティインターナショナル(WI)と日本障害者協議会(JD)の支持を受けて ILO に提訴していた。

焦点の一つは、授産施設(就労継続支援事業 B 型)への労働法規適用についてだ。ILO は、国内状況を考慮する必要があることと、妥当な範囲でという前置きをしながら、「授産施設で障害者が行う作業を労働法の範囲内に収めることは極めて重要と思われる」とした。

もう一つの焦点、働く場での利用者負担についても、職業リハ・サービスの無償提供を提言する ILO 第 99 号勧告に注目して、「就労継続支援事業 B 型の利用者に対して利用料の支払い義務が導入されたことについて、繰り返し懸念を表明する」と強調した。

ただ、即座にすべての事業所で最低賃金を適用することは現実的に無理があるため、福祉保育労は、欧州の保護雇用を参考に、労働者として認めた上で賃金補てんや人的支援をする仕組みを提唱している。

このほか、政府が職場での合理的配慮について研究中なのを歓迎し、「合理的配慮を行う上で、事業主の義務の明確化は重要」と言及した点もポイントだ。

結論が先送りされた論点もある。重度障害者を雇えば 2 人雇ったものと算定する雇用率制度のダブルカウント問題だ。

福祉保育労は「不当」と訴えたが、政府は「雇用拡大に貢献している」と弁明。ILO は政府に対し「有効性を解明するためダブルカウント制の影響を調べることを要請する」として次回(2010 年)の年次報告に統計資料などを盛り込むよう指示した。

今回の報告ですべての結論が出されていないため、ILO は今後、提訴問題の調査を

条約勧告適用専門家委員会にゆだねる。

報告書を受け、福祉保育労の清水俊朗・中央書記長は「ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の視点が薄い点、障害者権利条約に照らした記述がない点は残念だが、日本の障害者雇用政策に一石を投じることができると思う」と話している。

なお、政府は2007年9月に障害者権利条約に署名し、早期に批准したい考え。批准に向け雇用・労働分野に限らず国内法制度全般を点検しており、ILOの報告がより深い検討を促す可能性もある。